

平成31年2月4日  
JMRC 近畿ジムカーナ部会

### JMRC 近畿ジムカーナ救済基金規定

第1条 【目的】 本基金は、ジムカーナ競技において、次の各号に定める事故（以下、事故という。）が発生した際に生ずる費用を補填するために設ける。

- 1) 競技会場内施設及び計測器具等を破損する対物弁済責務が生じた場合
- 2) クラッシュ・転倒により自走不能状態に陥った場合（整備不良が原因となるもの及びエンジントラブル・駆動系トラブル等の故障を除く）
- 3) 原因を問わず、自走不能状態に陥った場合（各種車両トラブルを含む）

第2条 【名称】 JMRC 近畿ジムカーナ救済基金とする。

第3条 【対象者】 JMRC 近畿の個人会員であって、本基金の趣旨に賛同し、本基金に加入した者。

第4条 【基金への加入】 第13条に定める加入金及び必要事項を記載した申込書を JMRC 近畿ジムカーナシリーズ各競技会当日朝の参加受付時において提出することで成立する。また、当該競技会の主催者は、参加申込時及び参加受付時において、加入受付を代行することができる。

第5条 【送付】 前条の加入受付を実施した者は、加入金及び申込書を速やかに JMRC 近畿ジムカーナ部会あてに送付しなければならない。

第6条 【対象期間】 加入日から当該年末までとする。

第7条 【対象となる競技会】 以下のとおりとする。

- 1) JMRC 近畿ジムカーナシリーズ(チャンピオンシリーズ・ミドルシリーズ)

- 2) JAF カップ/JMRC 全国オールスター
- 3) JMRC 西日本ジムカーナフェスティバル
- 4) JAF 全日本ジムカーナ選手権

※但し 2)、3)は JMRC 近畿代表として参加の場合に限る。

※但し 2)、3)、4)は土曜日開催の公開練習も含む。

第 8 条 【対象の範囲】 前条の競技会において、対象者が当該競技のスタートラインを通過したときから、ゴールラインを通過するまでに生じた事故及び、競技会中のテストラン、練習走行における事故とする。その他、パドックでの事故、競技会参加途中での事故、他の競技車両への損害・他の参加者の所有物への損害は含まない。また、競技会受付前、または競技会終了後に起きた事故については対象の範囲外とする。

第 9 条 【見舞金の請求】 見舞金の給付を受けようとする者は、本人が JMRC 近畿ジムカーナ部会事務局に以下の資料を添えて請求するものとする。

1) 第 1 条 1) の事故の場合

- ①事故の概要、損害金額を記した事故報告書
- ②JMRC 近畿ジムカーナ救済基金の加入金領収証
- ③損害額を証明する領収書、請求書等
- ④事故が発生した競技会が JMRC 近畿ジムカーナシリーズの場合は、競技会審査委員会が発行する事故証明書
- ⑤被害者の被害申告書（別途、保険金、見舞金が支払われていないことを申告することを含む）
- ⑥見舞金の給付先となる金融機関口座

2) 第 1 条 2) の事故の場合

前号の②、④、⑤、⑥及び自走不能状態を証明する書面（レッカー車等、搬送に必要なとなった費用の領収書等）

3) 第 1 条 3) の場合

前号の②、④、⑤、⑥及び自走不能状態を証明する書面（レッカー車等、搬送に必要なとなった費用の領収書等）

第 10 条 【見舞金の給付】 前条の請求を受けた JMRC 近畿ジムカーナ部会事務局は必要に応じ事故内容を精査し、ジムカーナ部会の承認を得て見舞金を給付するものとする。見舞金の給付は、第 1 条 1) の場合は 1 事故につき 10 万円（免責 3 万円）を限度、同条 2) の場合は一律 3 万円、同条 3) の場合は一律 2 万円とし、1) + 2) のみ重

複して給付することを妨げない。なお、特段の事情がない限り報告を受けてから 60 日以内に行わなければならない。ただし、別に給付される保険金、見舞金がある場合は重複して給付しない。

第 1 1 条【不正受給の措置】 見舞金給付後に請求に不正があった場合には、JMRC 近畿ジムカーナ部会は見舞金の返還を求めることができる。不正が悪質と認められる場合、JMRC 近畿ジムカーナ部会は罰金、資格停止、資格取消などの罰則の賦課を検討し、JMRC 近畿運営委員会に措置を求めることができる。

第 1 2 条【管理】 本基金の会計は、JMRC 近畿ジムカーナ部会予算からは独立し、JMRC 近畿ジムカーナ部会会計担当により管理される。但し、年内に残高 0 円となった場合でも、JMRC 近畿ジムカーナ部会予算より補填されることとする。

第 1 3 条【加入金】 2,000 円とする。ただし、本基金の毎年末残高に応じて、以下のとおり変動する。

- 1) 20 万円を超えた場合、翌年の加入金は 1,000 円とする。
- 2) 30 万円を超えた場合、翌年の加入金は 500 円とする。
- 3) 残高 0 円の場合、翌年の加入金は 3,000 円とする。

第 1 4 条【基金の破綻】 本基金の毎年末残高 0 円が 3 年継続した場合、本基金は破たんしたものとし、継続しない。

第 1 5 条【改正】 本規定の改正は、JMRC 近畿ジムカーナ部会が決定し、JMRC 近畿運営委員会の承認をもって有効とする。

第 1 6 条【免責金の免除】 本基金に加入するに際し、第 1 3 条に定める加入金のほか、免責免除金として以下の金額を当基金に納入した者は、第 1 0 条に記載される免責金を免除する。(免責免除金の納入は加入時のみ可能とし、免責免除の有効期間は、当該年内とする。)

- 1) 免責免除金 500 円

附則（設定、平成 2 5 年 2 月 2 2 日）

第 1 条【施行日】 本規定は平成 2 5 年 3 月 1 日より施行する。

平成 2 6 年 1 月 1 0 日改正、同年 3 月 1 日施行

平成27年1月10日改正、同年3月1日施行

平成29年1月10日改正、同年3月1日施行

2019年2月1日改正、同年3月1日施行